

全国新幹線鉄道整備法施行令の一部を改正する政令案参照条文

全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）（抄）

（行為の制限）

第十一条（略）

2・3（略）

4 前項の規定による協議が成立しないときは、建設主体又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（他人の土地の立入り又は一時使用）

第十二条（略）

2・7（略）

8 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者の損失補償について準用する。

9（略）

（建設費用の負担等）

第十三条 日本鉄道建設公団が行う新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用（営業主体から支払を受ける新幹線鉄道に係る鉄道施設の貸付料その他の日本鉄道建設公団の新幹線鉄道に係る業務に係る収入をもつて充てるものとして政令で定めるところにより算定される額に相当する部分を除く。）は、政令で定めるところにより、国及び当該新幹線鉄道の存する都道府県が負担する。

2・4（略）

（他人の土地への立入り又は一時使用）

第二十条 第十二条の規定は、認定所有営業主体又はその委任を受けた者が大規模改修を行う場合について準用する。

全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）（抄）

（収用委員会に対する裁決の申請）

第六条 法第十一条第四項（法第十二条第八項において準用する場合を含む。）の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用に充てるものとして算定される額）

第七条 国土交通大臣は、法第十三条第一項の額の算定のため、新幹線鉄道の建設に関する工事の区間ごとに、次に掲げる額を算定するものとする。

- 一 当該区間に係る鉄道施設の建設に関する工事に要すると見込まれる費用の額
 - 二 当該区間に係る鉄道施設の貸付け後に日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）が営業主体から支払を受けると見込まれる当該鉄道施設に係る貸付料収入の額（当該鉄道施設に係る租税及び管理費（公団において当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む。）に充てる部分を除く。）
- 2 各事業年度における法第十三条第一項の政令で定めるところにより算定される額は、当該事業年度における第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額を、新幹線鉄道の建設に関する工事の区間ごとに、当該事業年度における当該区間に係る鉄道施設の建設に関する工事に要する費用の額に前項第二号に掲げる額の同項第一号に掲げる額に対する比率を乗じて得た額に応じてあん分し、当該あん分した額を基準として国土交通大臣が定める額とする。
- 一 営業主体から支払を受ける新幹線鉄道に係る鉄道施設の貸付料その他の公団の新幹線鉄道に係る業務に係る収入の額
 - 二 公団が営業主体に貸し付けている新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る租税及び管理費（公団において当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む。）並びに公団において新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業に係る借入れに

係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用の額

3 (略)

附則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 法附則第六項の暫定整備計画は、同項に規定する新幹線鉄道規格新線等(以下単に「新幹線鉄道規格新線等」という。)の建設を行うおとする建設線の区間ごとに定めるものとする。
 - 3 前項の暫定整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 新幹線鉄道規格新線又は新幹線鉄道直通線の別
 - 二 走行方式
 - 三 最高設計速度
 - 四 建設に要する費用の概算額
 - 五 その他必要な事項
 - 4 第四条の規定は法附則第十三項において準用する法第十条第一項の政令で定める土地について、第五条の規定は法附則第十三項において準用する法第十一条第一項ただし書の政令で定める行為について、第六条の規定は法附則第十三項において準用する法第十一条第四項(法附則第十三項において準用する法第十二条第八項において準用する場合を含む。)の規定による収用委員会に対する裁決の申請について、第八条の規定は法附則第十三項において準用する法第十三条第一項の規定による国及び都道府県の負担について準用する。この場合において、第四条、第五条第五号及び第八条第一項中「新幹線鉄道」とあるのは、「法附則第六項に規定する新幹線鉄道規格新線等」と、同号中「建設主体」とあるのは、「日本鉄道建設公団」と読み替えるものとする。
 - 5 法附則第十八項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。
 - 一 鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第百六十九号)附則第二項
 - 二 日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)第十九条第一項(第一号の二を除く。)及び附則第十三条第一項

- 三 運輸施設整備事業団法第二条第四号、第二十条第一項第一号及び第二項第一号、第二十一条第二項第一号並びに第四十条
- 6 公団が新幹線鉄道規格新線等について建設、貸付けその他の業務を行う場合における第七条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「新幹線鉄道」とあるのは「新幹線鉄道及び法附則第六項に規定する新幹線鉄道規格新線等」と、同条第一項第二号及び第二項各号中「営業主体」とあるのは「営業主体又は法附則第七項の規定により法附則第六項に規定する新幹線鉄道規格新線等の営業を行う者」とする。